

令和6年度 下田市の人事行政の運営状況について

1 任免及び人数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(令和6年4月1日現在)

部門	区分	職員数(人)			主な増減理由
		令和5年度	令和6年度	対前年増減	
一般行政	議会	4	4		
	総務	61	61		
	税務	19	17	△2	滞納整理機構への職員派遣満了 退職者不補充
	農林水産	8	9	1	欠員補充
	商工	9	10	1	人事交流職員から常勤職員へ
	土木	17	17		
	民生	49(17)	48(19)	△1(2)	保育所保育士減
	衛生	19	19		
	小計	186	185	△1	
特別行政	教育	22(1)	20(2)	△2(1)	学校用務員の退職不補充 常勤職員から再任用短時間勤務へ
公営企業等会 計	水道	10	10		
	下水道	4	4		
	その他	19	18	△1	常勤職員から再任用短時間勤務へ
	小計	33	32	△1	
	合計	241(18) 〈286〉	237(21) 〈286〉	△4(3)	

(注) 1. 職員数は、一般職に属する職員数です。

2. 再任用フルタイム勤務職員(令和5年度4人、令和6年度3人)及び特定任期付職員(令和5年度2人、令和6年度1人)を含み、再任用短時間勤務職員(令和5年度10人、令和6年度10人)及び一部事務組合への派遣職員(令和5年度1人、令和6年度1人)は除きます。

3. () は、会計年度任用職員フルタイムの数を外数で示します。

4. 〈 〉 は、条例定数の合計です。

(2) 採用及び退職の状況(令和5年度)

部門	区分	採用 (人)	離職(人)								失職	合計
			退職					免職				
			定年	勸奨	普通	早期退職 募集制度	死亡	任期満了	分限	懲戒		
	合計	12	2	0	8	4	0	1	0	0	0	15

(注) 1. 採用は、令和5年4月2日から令和6年4月1日の間に採用した者の人数です。再任用フルタイム勤務職員は除きます。

2. 退職は、令和5年4月1日から令和6年3月31日の間に退職した者の人数です。再任用フルタイム勤務職員は除きます。

3. 定年退職は旧定年(60歳到達)を含みます。

(3) 定員適正化のための数値目標及び進捗状況

下田市では、平成31年から令和3年までの3年間で1人の削減を目標とする第6次定員適正化計画を策定し、次のように定員適正化を進めましたが、新たな行政需用等により目標職員数を3人上回る246人となりました。

平成30年4月1日職員数	244人	年度	H30	R1	R2	R3
令和3年4月1日目標職員数	243人	計画(R1～R3)	244	248	245	243
計画期間中削減目標	△1人	実績	244	243	245	246

令和4年から令和7年までの4年間で4人の削減を目標とする第7次定員適正化計画を策定し、次のように定員適正化を進めています。

令和3年4月1日職員数	246人	年度	R3	R4	R5	R6	R7
令和7年4月1日目標職員数	242人	計画(R4～R7)	—	250	246	246	242
計画期間中削減目標	△4人	実績	246	247	241		

2 人事評価の状況

(1) 昇給への人事評価の活用状況

令和5年度における運用	管理職員		一般職員	
(1) 人事評価を実施している	○		○	
(2) 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
標準に加え、上位及び下位の区分も適用				
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
(3) 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 勤勉手当への勤務成績の反映状況

令和5年度における運用	管理職員		一般職員	
(1) 人事評価を実施している	○		○	
(2) 人事評価を活用している	○		一部活用している (課長補佐、係長)	
活用している昇給区分	支給可能な区分	支給実績がある区分	支給可能な区分	支給実績がある区分
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○			
標準に加え、上位の区分も適用	○			
標準に加え、下位の区分も適用	○			
標準の区分のみ適用	○	○		
(3) 人事評価を活用していない				
活用予定時期			令和6年6月(全職員)	

3 給与の状況

(1) 人件費の状況（令和5年度普通会計決算）

歳出額（A）	人件費（B）	人件費率（B/A）
12,892,709 千円	2,132,283 千円	16.5%

(2) 職員給与費の状況（令和6年度普通会計当初予算）

職員数(人) A	職員給与費				一人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
210 人 (25) 人	788,373 千円 (62,622 千円)	125,409 千円 (2,590 千円)	315,003 千円 (26,244 千円)	1,228,425 千円 (91,456 千円)	5,850 千円 (3,658 千円)

(注) 1. 職員手当には、退職手当と児童手当は含みません。
2. () は、会計年度任用職員フルタイムの数を外数で示します。

(3) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均給与月額※	平均年齢
一般行政職	291,789 円	361,310 円	37.9 歳
技能労務職	349,922 円	373,197 円	55.0 歳

(注) 平均給与月額とは、給料及び職員手当（扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当等）の合計です。

(4) 初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		下田市	※国
		初任給	初任給
一般行政職	大学卒	202,500 円	総合職 208,000 円 一般職 196,200 円
	高校卒	175,300 円	一般職 166,600 円
技能労務職	高校卒	175,300 円	一般職 162,100 円

(5) 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	264,420 円	341,000 円	395,800 円	419,100 円
	高校卒	254,500 円	314,700 円	344,500 円	404,400 円
技能労務職	高校卒	229,200 円	278,600 円	309,300 円	371,050 円

(注) 経験年数に該当する職員の平均給料月額を記載していますが、経験年数に該当職員がいない等の場合は、近似値を記載している場合があります。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
1 級	主事、技師	38	23.9
2 級	主事、技師	37	23.3
3 級	主事、技師	28	17.6
4 級	係長、主幹、主査	32	20.1
5 級	課長補佐、副室長、副所長、局長補佐、検査監	6	3.8
6 級	課長、室長、所長、局長、参事、技監	18	11.3
計		159	100.0

(注) 1. 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する職務です。
2. 再任用フルタイム勤務職員（2人）及び定年延長7割措置（3人）は除きます。

(7) 期末・勤勉手当の状況（令和6年4月1日現在）（単位：月分）

区分	下 田 市			国		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.225	1.025	2.250	1.225	1.025	2.250
12月期	1.225	1.025	2.250	1.225	1.025	2.250
計	2.450	2.050	4.500	2.450	2.050	4.500

(8) 退職手当の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	下 田 市		国	
	自己都合	定年・応募認定	自己都合	定年・応募認定
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
1人当たりの平均支給額	13,679千円		—	

(注) 1人当たりの平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額です。

(9) その他の主な手当の内容

ア 特殊勤務手当（令和5年度普通会計決算）

区 分	全 職 種
手当の種類（手当数）	1
手当の名称	防疫等作業手当
支給総額	支給無し
支給職員1人当たり平均支給年額	

イ 時間外勤務手当（令和4年度、令和5年度普通会計決算）

	令和4年度	令和5年度
支給総額	74,615千円	68,396千円
職員1人当たり支給年額	380千円	326千円

ウ 扶養手当、住居手当、通勤手当（令和6年4月1日現在）

	内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	配偶者	6,500円	同じ
	子	10,000円	
	配偶者及び子以外の扶養親族		
	1人につき	6,500円	
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき	5,000円加算	

住居 手当	[借家・借間居住者] 支給対象者	16,000円を超える 家賃を支払ってい る職員	同じ		
	全額支給限度額	11,000円			
	2分の1加算限度額	17,000円			
	最高支給限度額	28,000円			
通勤 手当	[交通機関等利用者] 最高支給限度額	55,000円	一部 異なる		
	[交通用具使用者]			[交通用具使用者]	
	片道2km以上3km未満	2,200円		片道5km未満	2,000円
	片道3km以上4km未満	3,300円		片道5km以上10km未満	4,200円
	片道4km以上5km未満	4,400円		片道10km以上15km未満	7,100円
	片道5km以上6km未満	5,500円		片道15km以上20km未満	10,000円
	片道6km以上7km未満	6,600円		片道20km以上25km未満	12,900円
	片道7km以上8km未満	7,700円		片道25km以上30km未満	15,800円
	片道8km以上9km未満	8,800円		片道30km以上35km未満	18,700円
	片道9km以上10km未満	9,900円		片道35km以上40km未満	21,600円
	片道10km以上12km未満	11,000円		片道40km以上45km未満	24,400円
	片道12km以上14km未満	13,200円		片道45km以上50km未満	26,200円
	片道14km以上16km未満	15,400円		片道50km以上55km未満	28,000円
	片道16km以上18km未満	17,600円		片道55km以上60km未満	29,800円
	片道18km以上20km未満	19,800円		片道60km以上	31,600円
	片道20km以上23km未満	21,000円			
	片道23km以上26km未満	23,000円			
	片道26km以上	24,000円			
		*勤務先側において駐車場を借りている場 合、6,000円を限度に加算有。			*新幹線等利用者は20,000円を限度に 加算有
		[併用者(交通機関と交通用具)] 最高支給限度額		55,000円	

(10) 特別職の給与等の状況（令和6年4月1日現在）

		給料月額・報酬月額	期末手当の支給割合	
給 料	市長	671,000円	6月期	2.05月分
	副市長	596,000円	12月期	2.05月分
	教育長	545,000円	計	4.10月分
報 酬	議長	350,000円	6月期	1.625月分
	副議長	315,000円	12月期	1.625月分
	議員	290,000円	計	3.250月分

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
7時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分

(2) 年次有給休暇の使用状況（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

一人当たり平均使用日数	消化率
11.3日	29.3%

(3) 特別休暇の導入状況（令和6年4月1日現在）

特別休暇の取得要件	
(1)	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合
(2)	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合
(3)	職員が骨髄移植のための登録の申出を行う場合又は申出、提供に必要な検査、入院等をする場合
(4)	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合
(5)	職員が結婚する場合
(6)	不妊治療にかかる通院等をする場合
(7)	産前休暇
(8)	産後休暇
(9)	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合
(10)	配偶者が出産する場合
(11)	男性職員が育児参加をする場合
(12)	子供の看護をする場合
(13)	要介護者の介護等 その世話をを行う場合
(14)	職員の親族が死亡した場合
(15)	職員が父母の追悼のための特別な行事に参加する場合
(16)	夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持等を図る場合
(17)	地震その他の災害により職員の住居が滅失等した場合でその復旧作業をする場合
(18)	地震その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが困難な場合
(19)	地震その他の災害において職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合
(20)	生理に有害な職務に従事する場合及び生理日において勤務することが困難な場合
(21)	妊娠中の女性職員が母体保護のための通勤緩和をする場合
(22)	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康審査を受ける場合
(23)	妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合
(24)	妊娠中の女性職員が妊娠障害のため勤務することが困難な場合
(25)	感染症の予防上必要な措置により勤務することが不適當な場合

(注) 取得要件等は、「下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則」により定められています。

(4) 育児休業及び部分休業の取得者数（令和5年度）

区分	育児休業	部分休業	合計
男性	1人	0人	1人
女性	3人	0人	3人

(注) 当該年度に新たに育児休業又は部分休業を取得した人数です。

5 分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数（令和5年度）

降任	免職	休職	降給	合計
0人	0人	1人	0人	0人

(注) 分限処分とは、職員がその職務を十分に果たしえない場合等に、本人の意に反して行う処分を言います。

(2) 懲戒処分者数（令和5年度）

戒告	減給	停職	免職	合計
0人	1人	1人	0人	2人

(注) 懲戒処分とは、職員の一定の服務義務違反に対して、道義的責任を追求するために行う処分を言います。

6 サービスの状況

(1) サービス規律遵守のための取組（令和5年度）

取組内容
職員の網紀の厳正保持について（4月） 交通安全意識の徹底について（7月） 網紀の厳正保持及び交通安全の徹底について（12月）

(2) 兼職・兼業の許可件数（令和5年度）

許可件数（件）	主な許可事例
42	消防団活動、太鼓保存会等

(注1) 上記の許可は、地方公務員法第38条第1項に基づくものです。

7 退職管理の状況

平成28年4月1日から、地方公務員法、下田市職員の退職管理に関する規則に基づき、元職員による現職職員への働きかけ等を規制する退職管理制度を実施しています。

8 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の概要等（令和5年度）

区分	研修内容	受講者数
集合研修	○ 新規採用職員研修	12人
	○ 地方自治法研修	111人
	○ ハードクレーム対応研修	52人
	○ アンコンシャスバイアス研修	32人
派遣研修	○ 南伊豆町・西伊豆町・河津町合同研修	70人
	○ 市町職員広域研修	
	○ 全国市町村国際文化	
	○ 静岡県主催研修	
	○ 静岡県市職員研修協議会東部ブロック共同研修 など	
合計		277人

(2) 勤務成績の評定の概要（令和5年度）

実施しておりません。

9 福祉及び利益の保護の状況

(1) 定期健康診断の実施状況（令和5年度）

区 分		全職員
血液、血圧、 尿、心電図、 聴力検査	対象人員	244人
	受診人員	199人
	受診率	81.6%
胃部エックス 線検査 (50歳以上隔年受診)	対象人員	34人
	受診人員	9人
	受診率	26.5%

区 分		全職員
B型肝炎ワ クチン接種	対象人員	29人
	受診人員	16人
	受診率	55.2%
胸部結核検診	対象人員	244人
	受診人員	123人
	受診率	50.4%

(2) 公務災害等の認定状況等（令和5年度）

公務災害	通勤災害	計
2件	0件	2件

(3) その他主な福利厚生事業の概要（令和5年度）

概	要
<p>< 共済組合・互助会の運営 ></p> <p>下田市職員互助会</p> <p>互助会運営費交付金 1,484千円</p> <p>※主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">○ 事務費○ 福利厚生費（各クラブ助成・人間ドック助成ほか）	